

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

2020年8月19日

株式会社グラフィコ

代表取締役社長 CEO 長谷川 純代

問合せ先：管理本部 管理部 03-5759-5295

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの目的を、企業価値の安定的な増大と、株主重視の立場に立ち、経営の健全性を確保し、透明性を向上させることと認識しております。そのために、財務の健全性を追求すること、タイムリーディスクロージャーに対応した開示体制を強化すること及び取締役及び監査役がそれぞれ独立性を保ち業務執行及び監査責任を果たすことを経営の最重要方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
長谷川純代	550,900	68.86
嶋津貴和	220,000	27.50
村松太郎	20,000	2.50
グラフィコ従業員持株会	3,600	0.45
甲正彦	3,000	0.38
遠藤幸子	1,300	0.16
秦俊二	600	0.08
水谷直人	600	0.08

支配株主（親会社を除く）名	長谷川純代
---------------	-------

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

親会社名	なし
親会社の上場取引所	なし

3. 企業属性

上場予定市場区分	JASDAQ
決算期	6月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主等との取引が発生する場合には、一般的の取引と同等の条件とすることを基本とし、取引内容及び条件の妥当性を慎重に検討したうえで行っており、少数株主に不利益を与えることがないように適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人數	1名

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
池田良介	他の会社の出身者										

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田良介	○	該当事項はありません。	長年にわたり上場企業の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営全般の適切な助言をしていただける人物であり、当社のガバナンス強化に資するものと判断しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査及び内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果について内部監査担当者は常勤監査役に内部監査の実施の都度報告し、意見交換をするとともに、監査役と会計監査人とは、期中の会計監査の報告を受ける他、適宜意見交換を行っております。また、内部監査担当者と会計監査人との間で意見交換等を行うなど連携をとり、監査の実効性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人 数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
前川研吾	公認会計士／税理士													
中尾田隆	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説 明	選任の理由
前川研吾	○	該当事項はありません。	公認会計士・税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているこ

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

			とから、その専門的知識や経験を当社の監査体制に活かしていただくために社外監査役として選任しております。また、当社と同氏の間に特別の利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として適任と判断しております。
中尾田隆	○	該当事項はありません。	弁護士として企業法務に精通しており、取締役の職務の執行全般にわたり適法性、適正性を確保するとともに、その専門的知識や経験を当社の監査体制に活かしていただくため社外監査として選任しております。また、当社と同氏の間に特別の利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
その他独立役員に関する事項	
独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	
中長期的な、業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、ストックオプション制度を導入しております。	

ストックオプションの付与対象者	取締役、監査役、従業員、社外協力者
該当項目に関する補足説明	
当社では、業績向上と企業価値向上に対する意欲や士気をより一層高めることなどを目的としてストックオプション制度を導入しており、株主総会で承認された範囲内で、その地位及び役割期待に応じて、ストックオプションを付与しております。	

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示はしておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、各取締役の報酬額は固定報酬により構成されており、取締役会の決議により一任された代表取締役社長長谷川純代が、社外取締役の助言・提言を踏まえ、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、各取締役の職責や執行の状況及び会社の業績や経済状況等を考慮し決定しております。

また、各監査役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、監査役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、管理本部 管理部が行っております。取締役会資料は、事前配布することで、議案について十分な検討を行う時間を確保したうえで、必要に応じて説明をするなど、体制の整備に努めています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。取締役会は、株主重視の立場に立ち経営の重要な意思決定と業務執行の監督を行い、客観性・独立性のある経営の監督機能を高める目的で社外監査役を選任しております。監査役会は、3名のうち2名を社外監査役として独立の立場から取締役の職務執行の監督・監査機能の充実を図っております。

イ. 取締役会

取締役会は、取締役5名で構成され、うち1名は社外取締役であります。原則として毎月1回定期に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行います。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催することとなっております。取締役会には、毎回監査役が出席し、取締役の業務執行の状況監査を行っております。

ロ. 監査役会

監査役会は、監査役3名で構成され、うち2名は社外監査役であります。原則として毎月1回の定期的な開催に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役会規程に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、常勤監査役からの取締役等の業務執行状況の報告に基づき、協議・意見交換しております。

ハ. 会計監査人

当社は、EY 新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な会計監査を受けております。

ニ. 内部監査

当社は、会社規模が比較的小さく、内部監査の担当人員に限りがあることから、内部監査の専任部署は設置しておりませんが、代表取締役が指名した内部監査担当者 2 名により、監査、報告の独立性を確保した上で、内部監査を実行しております。内部監査担当者は、代表取締役社長の考え、経営方針、内部統制の構築状況、業務指示が適切に社内に伝達され、浸透しているか等を確認し、業務全体の効率性と有効性を監査しております。なお、発見された事項については、代表取締役社長へ報告するとともに、業務改善等に向けた具体的な助言・勧告を行っており、内部統制が有効に機能するよう努めています。

ホ. 業績管理会議

業績管理会議は、原則として毎月 1 回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時に開催いたします。業績管理会議は、常勤取締役、常勤監査役及び各部門長で構成され、月次業績や各部門の課題や今後の活動方針について情報を共有し、活発な議論や意見交換がなされています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの目的を、企業価値を安定的に増大させること、株主重視の立場で経営の健全性を確保すること及び透明性を向上させることと認識しております。その実現のため、当社事業に精通した業務執行取締役と経験豊富で高い見識を持った社外取締役で構成される取締役会で重要な意思決定を行い、法律および会計に精通した社外監査役を含む監査役 3 名が、それぞれ独立した立場で取締役の職務執行を監査する現在の体制が、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できるものと判断しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況**1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み**

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知につきましては、早期発送に努めるとともに、当社ホームページに掲載する予定であります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は 6 月決算のため、株主総会の実施日は集中日となることはありません。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による 説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に開催することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	積極的に開催することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項として考えております。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページに掲載する予定であります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部が担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、タイムリーディスクロージャーに対応した開示体制を強化し、株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼されることが重要と考え、適時開示マニュアルを定め、社内に周知しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、経営方針である『モノ創りで、笑顔を繋ぐ』の想いのもと、「心」を大切に『途上国に産業を！「フィール・ピース」プロジェクト』を運営しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の業務の適正を確保するため体制（内部統制システム）として次のとおり基本方針を定め、これを整備し運用してまいります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、『モノ創りで、笑顔を繋ぐ。』を企業理念に掲げ、この実現のために法令および定款を遵守して事業を推進いたします。

(2) 当社は、役員および従業員が法令および定款を遵守して業務を行うために必要となる各種社内規程を整備し、周知のために社内研修を実施し、社内規程に則した業務遂行の徹底に努めてまいります。

(3) 当社は、事業の発展の前提としてコンプライアンスが最優先事項であると位置づけ、その基本原則を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、これを全社的に実践することで、全ての役員および従業員に対して法令遵守を義務付けます。

(4) 当社の役員または従業員が当社内において法令または定款、その他社内規程に反する行為を発見した場合には、社外監査役に直接通報するものとし、早期に把握と対応が可能な体制を構築しております。なお、通報者の匿名性の確保、その他当該通報を行うことによって通報者に不利益が及ばないよう保護される制度としております。

(5) 社長によって指名された内部監査担当者は、当社各部門を監査して法令および定款の遵守について確認を行い、内部監査の結果を社長に報告いたします。

(6) 財務報告の適正性を確保するために、経理および決算業務に関する規程の制定のほか、財務報告の適正性に係る内部統制を整備し、運用を行います。また、毎期これらの状況を評価し、不備の有無を確認し必要な改善を図ってまいります。

(7) 当社は反社会的勢力との関係は一切持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれに抵抗いたします。全ての役員および従業員は、当社の定める反社会的勢力対応規程やマニュアルに基づき反社会的勢力の排除に向けて行動いたします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役会議事録、取締役が職務の執行において意思決定を行った稟議書等の記録文書（電磁的記録を含む）、その他重要な情報の保存は、法令および「文書管理規程」に基づき適正に保存いたします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社の事業を取り巻く損失の危険（リスク）の把握と対応のために「リスク管理規程」を整備し、顕在化したリスクあるいは潜在的なリスクに対して対応を検討します。

(2) 各部門においては日常的に自部門に係るリスクの把握に努め、当該リスク情報は毎週開催するマネージャー会議での部門責任者による報告を通じて社内で共有を図り、必要な対応を講じます。重要なリスクについては取締役会において対策を協議し、適時、実効性のある対策および再発防止策を実行いたします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 毎月取締役会を開催し、また必要な場合には臨時取締役会を開催し、事業運営上の重要な事案について迅速に意思決定を行います。

(2) 業務意思決定に関する権限を「職務権限規程」に基づいて各職位に適切に付与し、効率的な業務執行を行います。

(3) 毎週、取締役および各部門責任者が出席するマネージャー会議を開催して各部門の業務執行状

況の情報報告を行い、取締役の職務執行に必要な情報の集中を図ります。その他、日常的な業務報告についても社内共有を行うための手段を構築します。

5. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役の要請内容に応じて取締役が人選を行い、監査役による同意をもって適切な人員を配置いたします。
- (2) 監査役職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役から独立性を有するものとし、人事評価や異動、処分を行う際には、必要に応じて監査役の同意を要するものとします。
- (3) 監査役から補助業務に係る指示が行われた場合、当該補助者は当該職務に関して取締役その他従業員からは指示を受けないものとし、監査役および監査役会からの指示のみに服するものとします。

6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役および従業員は、監査役の求めに応じて、隨時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。また、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、または法令や定款に違反する重大な事実を発見した場合、速やかに監査役会へ報告することとしております。これらの報告をした者に対し、監査役への報告を理由として不利益な処遇をすることは一切行いません。

7. 監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- (1) 監査役は取締役会に毎回出席し、議事に対して必要な意見を述べるほか、取締役の職務執行の報告を受け、適宜質問を行います。
- (2) 当社各部門の業務状況について日常的な部門監査を通じて確認するほか、内部監査担当者からの報告受領、また、監査法人から会計監査についての報告を受け必要な意見交換を適宜行い、監査の実効性を確保します。
- (3) 各監査役は毎月定期的に、また必要に応じて隨時会議を行い、決議すべき事項の決定のほか、それぞれの監査役監査の状況について報告し、問題点の有無や重点監査項目の検討等を行うことで、監査の実効性および効率性の向上を図ります。
- (4) 監査役または監査役会がその職務の執行のために必要となる費用または債務を、前払いまたは精算等により当社に請求した際には、当該請求が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれを処理するものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「反社会的勢力対応規程」において、当社役職員が反社会的勢力に関与し、または利益を供与することを防止するための基本事項を定め、社内に周知しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた体制整備

幹部社員が、東京都公安委員会の講習の一つである不当要求防止責任者講習を受講し、理解を深め、さらに公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に参加することで防止体制を整えております。

3. 反社会的勢力のチェック方法

各部門において新規に取引を開始するときは、各担当者は管理部に反社会的勢力チェックを依頼し、管理部で日経テレコンの記事検索およびインターネット検索により該当の有無を確認することを徹底するとともに、継続取引先に対しても、毎年1回全社チェックを行っております。

V. その他

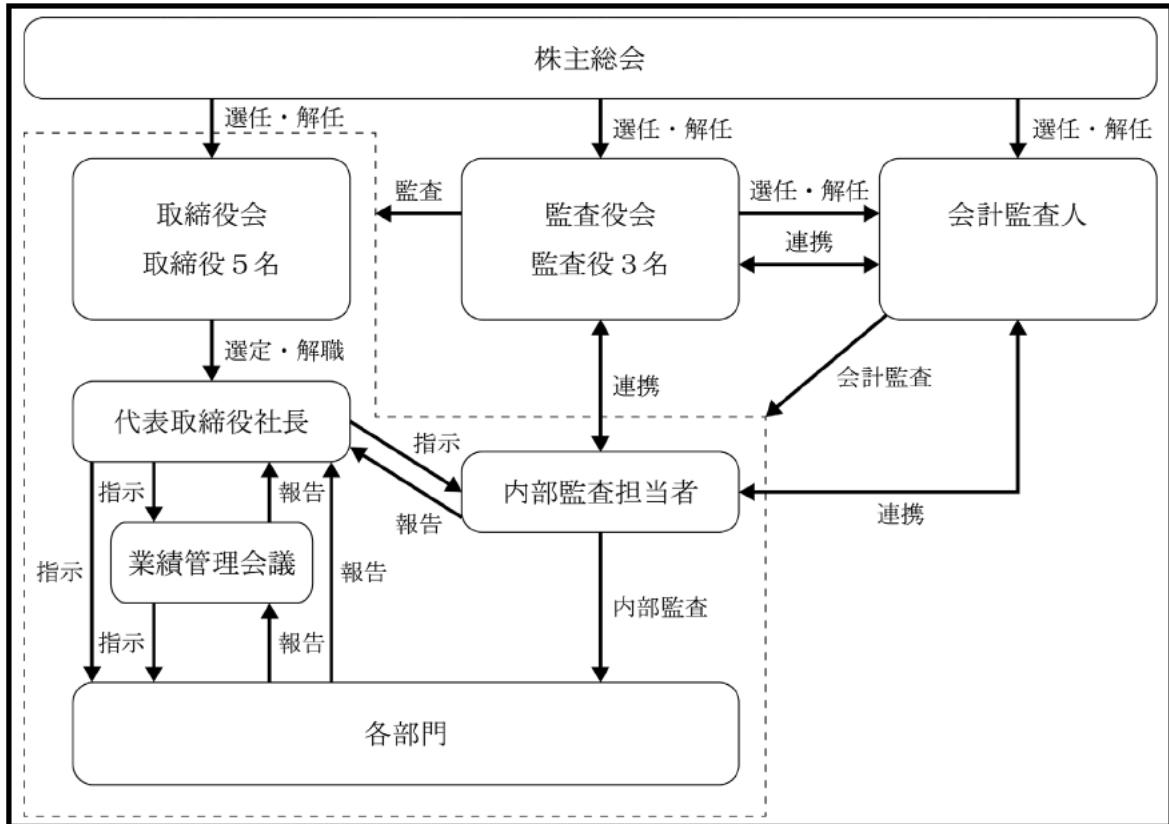
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

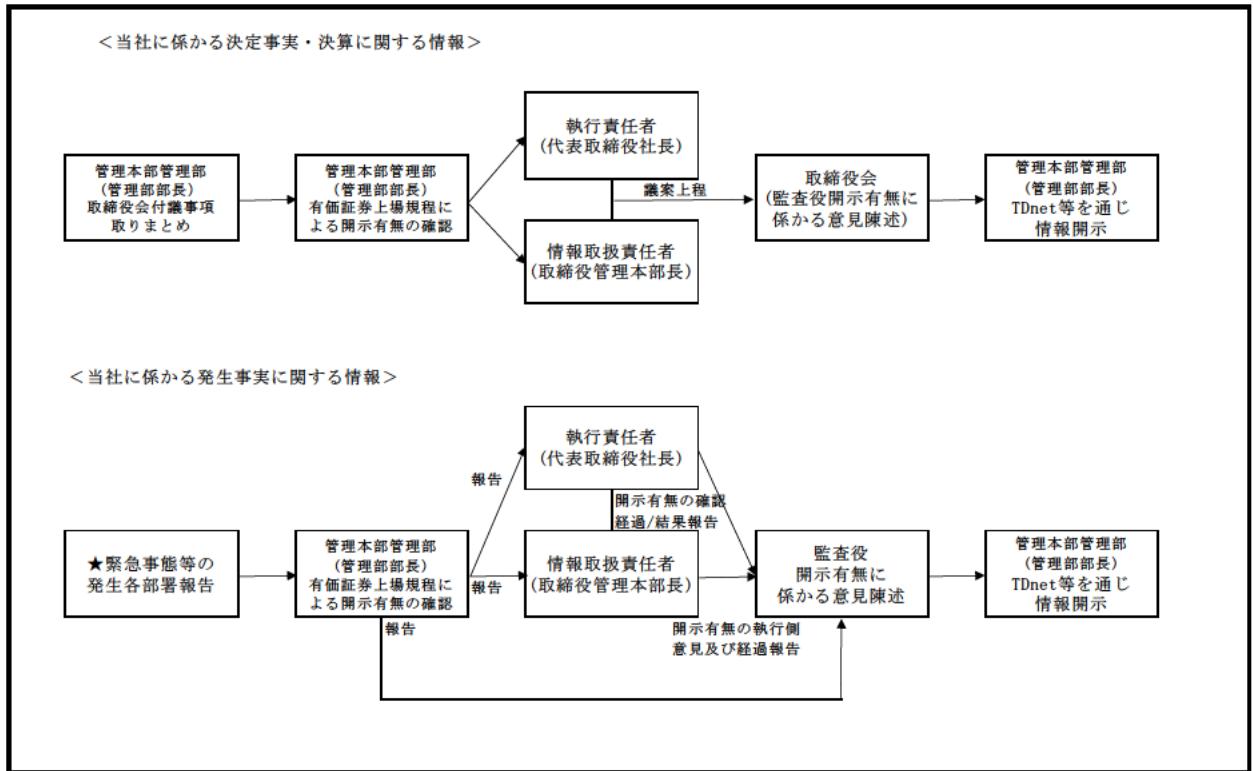
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上